

## 徳川時代後期家族法関係史料(四)

—東京大学法学部法制史資料室所蔵未刊離縁状並びに関連文書—

高木 侃

### 解 題

一 本小稿は、副題の通り、東京大学法学部法制史資料室<sup>1)</sup>所蔵の離縁状と関連文書のうち、未刊のものについて翻刻したものである。ここに所蔵される資料は歴代の法制史講座担当教授、すなわち、宮崎道三郎、中田薫、石井良助の各先生方が収集したもので、数千点に及ぶ<sup>2)</sup>が、そのうち、離縁状などの家族法関連資料は、主として「京阪文書」と称される文書群にみられる。京阪文書の名称は、これが京都・大阪の古書肆からもつぱら購入したこと<sup>3)</sup>に由来する。当然、京阪地域の文書が多いが、必ずしも京阪に限らず、三河国碧海郡、因幡国津和野藩、若狭国中下郡のほか、関東地方のものとしては、下野国塩谷郡、武蔵国埼玉・入間・秩父郡などの文書が収蔵されている<sup>4)</sup>。筆者が瞥

見したところでも、近隣の大和国や遠く伊予国の文書も見られたので、必ずしもほとんどの文書が京阪地域に限定されたわけではなかった。

筆者の調査した限りでは、離縁状は同室に二十二通所蔵されている。そのうち十四通は、すでに引用・紹介されている。したがって本小稿では八通を翻刻したに過ぎないが、二十二通の所蔵は、京阪を中心に少なくない離縁状といえる。離縁状のほかにも関連文書として、離縁状返り一札、執心切れ一札、離縁関係文書のほか帰縁関係文書も採録した。またここに翻刻した離婚紛争の当事者夫妻に関連する、別な年次の一件書類が京都大学法学部日本法制史研究室の所管になる「旧京都帝国大学法学部日本法制史々々料」のなかに存在し、すでに成瀬高明氏によって翻刻・紹介されている<sup>5)</sup>。史料末尾にその関連する史料を参考資料として再録

させていたのだ。

なお、翻刻にあたっては、離縁状は行数を問題とするので、原文通りに採録したが、離縁状以外の文書は追い込みとしたことを、あらかじめおことわりしておきたい。また文書の見出しの表題は、事書（表題）に離縁関係の語があればそれにより、史料3のように事書にないときは本文中にみられる離縁関係の用語をもつてあてた。

既出の離縁状については、一覧にして次頁に掲げたが、引用文献としては初出のもののみを示した。ただ、石井良助氏は、ここに引用した京阪文書・乙文書とも「東大法学部研究室蔵」と表記しているに過ぎず、ときに京阪文書を「著者所蔵」と誤記されているものが二通みられる。そのことに鑑みると、あるいはその著述のなかの「著者所蔵」二十三通に京阪文書が紛れ込んでいるかもしれないが、目下のところ確認していない。

二十二通のうち、すでに十四通が活字になっている。十通は石井良助氏によるもので、氏は法学部法制史資料室の購入文書に担当者としてかわったので、所蔵文書とりわけ離縁状の存在を熟知していたからである。

二 本小稿に採録した史料のなかで、離縁状はじめ特徴的なものについて若干の説明を加えておきたい。

最も特異なものが史料6で、一つは、本人から親方様へあてた手紙の形式をかりて暇状にしたもので、用紙もタテ

一六・五、ヨコ二八・八センチメートルで、これを折りたたんで封じ入れている。二つは夫婦兩名を同列に書き、その間を鉄（ハサミ）で切っていることである。これは主として美濃国（岐阜県）で行われた呪術的な俗信にもとづく「縁切り」儀礼だった。左の一覧の3は夫婦の間に棒線を引きいたものであった。これで、京阪文書が美濃地方にも及んだの収集だったこともわかる（あるいは京阪地域にも縁切り俗信があったのかもしれない）。

離婚事由は、「理由なし」が三例、「不縁二付」・「我等勝手二付」・「誠二難義附」・「無執義二付」各一例、と特殊なもの一例（史料3）である。また「其許殿卜内縁致し」と内縁の語を含むもの、「福田屋太右衛門殿伸介ヲ以」と仲人名を明記したものもみられる。史料4は「我等勝手二付」の離婚理由で、離婚文言と再婚許可文言の二つが簡略に三行半にしたためられた典型的な離縁状といえる。

離縁状以外では、その返り一札が若干みられる。史料11は「相對得心之上……離縁」となり、一札（離縁状）を請取り、仲人をもつて、「着類・手道具料として、金貳拾両」を受納する。したがって、これ以後は「途中にて出合候共一言も申懸ケ間敷候」ことと、「無心・合力等一切申入間敷候」ことを離婚当事者の妻がこれをしたため、証人の連署加印をえて、爪印を捺して誓約している。この証文は離縁状返り一札の要件をすべて満たした内容になっており、

14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	出扱文書	和暦・年月	事書	事由	地域	特記事項	引用文献
不詳	不詳	乙三三九	乙二九二	乙二一〇	京阪66・8	京阪40・10	京阪37・4	京阪24・12	京阪23・17	京阪11・12	京阪8・35	京阪1・34	京阪1・32	出扱文書	和暦・年月	事書	事由	地域	特記事項	引用文献
	明治二年二月	慶応四年閏四月	一二月二日	文化八年五月	亥二月	明治三年正月	天保五年八月	九月四日	宝曆一三年三月	弘化三年一月	一二月八日	天保七年二月	安永七年一〇月							
	離縁状之事	一札之事	一札	暇状一札之事	縁切一札之事	暇状之事	一札	一札	一札之事	一札之事	隙状之事	隙状之事	離別一札之事							
	勝手二付	勝手二付	無	親類相対得心	我等勝手二付	双方得心之上	無	無	勝手二付	不縁二付	無拋儀二付	不縁二付	無							
	不明	不明	不明	近江・坂田	下野?	近畿?	近畿?	近畿?	近畿?	近畿?	近畿?	近畿?	近畿?	撰津・川辺 山城・愛宕						
	関連文書（手切一札）有			関連文書（返り一札）有、妻を妹	関連文書（返り一札）有	関連文書（返り一札）有	本文中に暇状の語 倅相添			因縁有之	夫婦間に棒線	子の婦属・無理に三行半	石井は石井所蔵とする							
	石井九六頁	石井九三頁	石井五五頁	石井八二頁	高木A一三〇頁	高木B五七頁	石井八〇頁	石井五七頁	石井五七頁	石井五〇頁	高木B一四頁	高木A二二頁	石井*							

既出離縁状一覧

それと同時に妻が一人前の当事者としてしたためたことに意義がある。  
この事例で持参荷物にかわるものとして「金二十両」が渡されたが、養子離縁にあたって、「着類・手道具共不残引取」とある（史料13）。  
右の「金二十両」は「着類・手道具代金」として受理したものであったろうが、離婚趣意金（慰謝料）としての意

味も含まれていたと思われる。「金三百疋」（史料13）や離婚の妻の葉代として「金子拾五両」（史料14）などが見えている。  
三 史料7と9は、一八七六（明治九）年二月の「田中義一―りう」離縁証とその付属文書である。これによれば、義一は四歳のとき久野家から養子に入り、二十二年間の「慈愛」に感謝しているが、一方で、それに対する「報恩」

は全くしないで、むしろ度々の「不孝不埒」をなしてきた。そこで、以前に「血誓盟約」した通り、「赤裸」つまり、何も持たず裸で放り出されるところ、御憐愍によって「離縁金百両」を恵まれ（義一の本音としては「涙金」）、妻りゅうとの離縁を承知し、「無拠義二付」の理由をしたためた離縁証を渡し、「以後如何様之義有之候共、田中家及両家へ一切御難相懸ケ申間」旨を約束したのである。

ところで、ここに以前の「血誓盟約」とは何であつたらうか。

これを解決してくれるものは、他機関に存在する関連文書で、京都大学法学部日本法制研究室の所管になる「旧京都帝国大学法学部日本法制史料」のなかの「田中義一不行跡血誓状書類」である。成瀬高明氏によって翻刻・紹介されていることは前述した。文字通り、参考資料として史料末尾に採録させていただいた（史料22）。

これによれば、実は三年前の明治六年にすでに義一とりゅうの間には離婚問題が起きていた。もっぱら夫義一に起因すること、義一は生涯乗馬をしないことを血判でもって誓約したほか、別紙でも血判を押捺して、七項目にわたった誓約をなしている。すなわち、家の財物を売らないこと、物を買ひ求めないこと、借金はしないこと、「虚言」せず「言行一致」のこと、身持ちを慎むこと、「登楼」と妓女を擁しないこと、もちろん、「乗馬」禁止でもある。

万一これに背けば、妻とは離縁し、裸で追放してほしい旨を述べて、改心の意を表し、証人にあてた離縁状の下書まですしたためていたのである。このとき、義一弟歌永は兄を心配し、その借金の返済方にも努力したが、翌七年には、血誓の後、「紅痕未乾候内」つまり、その舌の根の乾かないうちに、再度「不埒」を仕出かし、義一は「裸躰放逐、妻柳義破縁被成」ても差し支えないとしているが、結局二年後には、そのような結果となつたのである。

いづれにしても京阪の古書肆から、時期が異なるとはいえ、同一の離婚事例の文書が、一つは東京大学に、他は京都大学に納入され、今日に伝えられたことの偶然と、翻刻をなされた成瀬氏に感謝して擲筆する。

〔注〕

- (1) 二〇一三年四月から、法制史資料室（以下、資料室と略称す）の利用については、その業務全般を法学部研究室図書室が担当することとなつた。
- (2) 文書の閲覧等に法学部研究室図書室閲覧係の方々にお世話になつた。感謝の意を述べたい。
- (3) 口石久美子「法学部法制史資料室史料紹介」（『図書』の窓 4）二〇〇四年四月）七五頁以下参照。
- (4) 筆者は昭和六十年八月と平成十二年八月に資料室で調査したが、平成の折、愛媛大学菅原憲二氏が昭和六

十年九月から六十一年一月にかけて調査したときのメモに、これらの地域に文書が存在することが記述されていた。

- (5) 成瀬高明「近世・明治初期家族法関連史料(三)——旧京都帝国大学法学部日本法制史々料——」(『椋山女学園大学研究論集 第二十六号「社会科学編」,一九九五年)一八・一九頁。成瀬氏は、史料の改行には「を付しているが、これは省略し、また筆者注は(〽)内にいれたことをお断りしておきたい。

- (6) 採録文書の表記は、たとえば、「京阪1・32」は京阪文書第一輯三二の文書を意味する。「乙一二〇」は乙類文書の一〇番の意である。内容項目をすべて記述するのは煩雑故、和暦・年月、事書、事由、地域、特記事項の五項目のみ掲げた。

- (7) 引用文献については、つぎのように略称して用いた。すなわち、「石井〇〇頁」とあるのは石井良助「江戸の離婚——三行り半と縁切寺——」(日経新書、一九六五年)の頁数であり、一か所ある「石井\*」は石井良助「近世離婚法二題」(『日本婚姻法史』創文社、一九七七年)六八頁の意である。また「高木A」は、拙著『三くだり半——江戸の離婚と女性たち——』(平凡社選書105、一九八七年)の頁数、「高木B」は、拙著『泣いて笑って三くだり半——女と男の縁切り作法——』(教育

出版、二〇〇一年)の頁数である。

- (8) 一覧の1と2である。2については、「近世離婚法二題」では京阪文書と所蔵を記しているが、『江戸の離婚』では著者所蔵となっている。

- (9) 前掲注(7)高木「三くだり半」二二二頁参照。

- (10) 離縁状返り一札については、拙著『三くだり半』「十四 離縁状返り一札」二五一頁以下参照。拙著は後に『増補 三くだり半』平凡社ライブラリーの一冊として、一九九九年に刊行された。

- (11) 史料の引用方法は、拙著『縁切寺満徳寺の研究』(成文堂、一九九〇年)凡例によった。

史料目次

I 離縁状

- |   |         |                |
|---|---------|----------------|
| 1 | 天保六年十二月 | 「弥七—幸」暇状       |
| 2 | 嘉永六年七月  | 「小松主計—たけ」縁切状   |
| 3 | 安政五年五月  | 「挺之輔—ます」暇状     |
| 4 | 万延元年五月  | 「但馬—もと」離別状     |
| 5 | 万延元年十二月 | 「源右衛門—なか」離縁状   |
| 6 | 万延二年二月  | 「浅次郎—たけ」暇状     |
| 7 | 明治九年二月  | 「田中義—りう」離縁証    |
| 8 | 明治九年二月  | 同 離縁金受領証       |
| 9 | 明治九年二月  | 同 離縁金受領につき難題申す |

間敷証文

10 巳四月 「卯之助―ぬい」暇状

史料

II 離縁状返り一札

11 文政六年十月 妻さと着類・手道具料二十兩受理証文

1 天保六年十二月 「弥七―幸」暇状

12 文政十一年六月

13 天保六年十一月

14 卯五月

III 執心切れ一札

15 弘化二年十月

IV 離縁関連文書

16 文政十一年九月

17 文政十一年九月

18 文政十一年九月

証文

19 文政十一年十一月

20 嘉永五年八月

V 婦縁関係文書

21 天保八年三月

VI 参考資料

22 明治六、七年

内縁の掣手切金受理証文

養子離縁返り一札

離縁につき娘引取返り一札

させ方より文助へ執心切れ一札

離縁時妻方妊娠につき諸入用受理証文(返り一札)

同 離縁につき先約反故たる証文

同 離縁婦出産小児につき片付方証文

同 養父方より一生不通返り一札

同 離縁人別不差戻妨出入訴状

同 役人あて夫妻双方より婦縁願

田中義一不行跡血誓状書類

2 嘉永六年七月 「小松主計―たけ」縁切状

覚

一今般慥ニ離別仕候間、勝手次第

御縁付被成候とも一言之聊申

間敷候、右は後日為念縁切

手形仍て如件

(京阪文書六十五輯二四)

嘉永六年

丑七月日

小松 主計<sup>印</sup>

おたけ殿

4 万延元年五月 「但馬—もと」 離別状

離別状之事

一其方義、我等勝手二付、

離縁致候上は、何方へ縁付

致候共、向後申分無之、

仍て如件

万延元申五月 但 馬<sup>印</sup>

お元とのへ

(京阪文書七十五輯五)

3 安政五年五月 「挺之輔—ます」 暇状

暇状之事

一過年より御互ニ結筭深重之所、此度其元

懐妊且返済方等則等<sup>(惣方)</sup>ニ差迫り難洪之処、

宿元懇家方より格別之慈愛にて両様とも

埒明貰ひ候ニ付ては、是迄背意之訛理解

被申呉、殆感伏仕、依之無拗離別仕候上は

少シも遺念無之候、然は已後自身

御勝手ニ被致候共、少シも差構無之候、

仍て如件

安政五載

午五月

挺 之 輔

公雄<sup>印</sup> (花押)

お 益 との

5 万延元年十二月 「源右衛門—なか」 離縁状

離縁状之事

一福田屋太右衛門殿仲人ヲ以、嫁ニ

取候処、此度離縁仕候処実正也、此後

何方え縁附被成候共、少も申分無

御座候、為其離縁状如件

万延元申年

十二月十九日 源右衛門<sup>印</sup>

な か 殿

(乙二七六)

(京阪文書十二輯二三)

6 万延二年二月「浅次郎一たけ」暇状

〔澁岩<sup>〔註釋〕</sup>田屋親方様へ参 本人〕

暇一札之事

一此度我等誠ニ難義附、女房たけト申者  
暇遣可申候、年中之間何具何方成り友  
縁附致し候ても一言申分無御座候、為後日  
仍て如件

万延貳年

酉二月十五日

浅次郎(爪拇印)  
たけ

御親方様へ参

(京阪文書七十五輯六)

折りたたんで手紙のように封じ込めている。

7 明治九年二月「田中義一りう」離縁証

証

一其方義、今般無拋義ニ付、離

縁致シ候条、以後何方へ縁付

被致候共、一言ノ申分無之候、為

後日一札、如件

明治九年

二月十三日

田中義一  
証人 斎藤 九兵衛

おりう殿

〔黒罫片面八行「無印紙証書用紙 京都府管下」用紙使  
用〕

(京阪文書二十五輯二五)

8 明治九年二月 同

離縁金受領証

証

一金百兩也

右此度離縁并ニ涙金トシテ田中家ヨリ

被下惠難有奉存候、為念請書如件

明治九年

二月十三日

義 一印

小杉様

片山様



〔黒罫片面八行「無印紙証書用紙 京都府管下」用紙使  
用〕

(京阪文書二十五輯二六)

9 明治九年二月 同 離縁金受領につき難題申す間敷

証文

証

私義、

田中家にて四歳ヨリ蒙御養育、当子年マテ廿二年之御慈  
愛不容易難有奉存候、右御報恩毛頭不仕、加之不孝不埒  
之業重々奉畏入候、此度其已前血誓盟約之通り、赤裸ニ  
て放逐可被仰付之処、御憐愍ヲ以テ離縁金百両被下恵、  
御思召不淺、全ク御両家御厚配之段、深ク忝奉拜謝候、  
然ル上ハ此金にて借財夫々相償、其余財にて私身分接統  
ノ基本ニ可仕、縷々御懇篤不淺、御厚誼御札筆紙難尽奉  
存候、此以後如何様之義有之候共、田中家及両家へ一切  
御難相懸ケ申間敷、仍て為後日一札、如件

明治九年

二月十三日

本人 久田 義一<sup>印</sup>  
証人 斎藤 九兵衛<sup>印</sup>

片山 茂十郎様  
小杉 元蔵様

〔黒罫片面八行「無印紙証書用紙 京都府管下」用紙使  
用〕

(京阪文書二十五輯二七)

10 巳四月 「卯之助―ぬい」暇状

暇状之事

一我等妻おぬい儀、此度暇遣シ  
候間、此後外方へ縁付致候共  
我等申分無御座、為後之日暇状  
一札仍て如件

巳四月吉日

唄屋<sup>(ツツ)</sup>

卯之助

おぬいどの

(京阪文書二十四輯一〇)

11 文政六年十月 妻さと着類・手道具料二十両受理証文

差入申一札之事

一此度相对得心之上我事離縁被致、則一札御越被下慥ニ請  
取申候、右ニ付仲人桧皮屋六兵衛殿取計を以、着類・手  
道具料として、金貳拾両送り被下忝慥ニ受納仕候、此已

後如何様之儀有之候て、途中にて出合候共一言も申懸ケ  
間敷候、尤無心・合力等一切申入間敷候、為其印形之者  
証人ニ相立候上は、聊相違無御座候、其外此者ニ付如何  
様之六ヶ敷出入出来仕候共、我等何方迄も罷出急度埒明、  
其許殿へ少も御難相懸申間敷候、為後日差入申一札依て  
如件

さ と (爪印)

文政六年

中立賣泉町西へ入町

未十月

証人 丹波屋 新助<sup>印</sup>

亀屋 藤助殿

(京阪文書六十六輯六)

12 文政十一年六月 内縁の掣手切金受理証文

一 札

一我等俸仲儀、其元様内縁ニ付、私方万事引受申所実正也、  
手切之印ニ金壹両貳分可被下候、此後為ヶ成六ヶ敷儀出  
来候共、其元へ少シも御なん儀相掛申間敷候、為後日一  
札如仍件

文政十一年

うまや

子六月

字

吉<sup>印</sup>

かさやハ

平兵衛

仲<sup>印</sup>

差出人の印章は同一

(京阪文書五十三輯一〇)

13 天保六年十一月 養子離縁返り一札

一 札

一此佐太郎義、去々辰年貴殿え養子ニ差遣し候処、此度不  
縁ニ付、本人・妻子共并ニ着類・手道具共不残引取、離  
縁一条無出入相済候、然ル上は、以来不寄何事御互ニ申  
分毛頭無御座候、為後証一札仍如件

天保六年

親 後藤善左衛門<sup>印</sup>

未十一月

妻親 坪屋 左兵衛<sup>印</sup>

本人 佐太郎<sup>印</sup>

廣瀬おかね殿

菱屋 忠助殿

猶又金三百疋髓ニ受納仕候、已上

(京阪文書一輯三三)

14 卯五月 離縁につき娘引取返り一札

覚

一 此度娘離縁之上は、已後何方より御妻縁有之候共、一切申分無之候、

一 娘病中薬札為御手伝、金子拾五両斎藤猪平太殿御挨拶を以事済之上、慥ニ受取、為後念如此御座候、以上

卯五月

岡 為 助<sup>印</sup>  
日下 茂右衛門殿

(京阪文書八十三輯八)

15 弘化二年十月 きせ方より文助へ執心切れ一札

取為替申一札之事

市右衛門娘

き せ

右ハ文助殿と密縁致罷居候処、露見致候ニ付、双方親類共示談致、及利解候処、本人共納得之上縁切ニ相成候条紛無之候、然ル上ハ文助殿此末何方より縁取被成候共、聊申分無御座候、若又故滞<sup>印</sup>ケ間敷儀申立候ハ、調印之者共立会急度埒合可仕候、為後日之取為替一札如件

市右衛門親類

弘化貳年

巳十月

文助殿

御親類衆中

16 文政十一年九月 離縁時妻方妊娠につき諸人用受理証

文(返り一札)

(京阪文書六十五輯三)

一 札

一 我等妹なか義、先達て其許殿へ縁付致罷在候処、此度不縁ニ相成候故、我等方へ本人引取申処実正也、尤右なか義當時懐妊ニ付、双方相对得心之上、出産為致候砌之諸事万端之入用として、銀子三百目被遣慥ニ受取申候、且又なか義産之義ニ付、自然如何様之変事有之候共、我等は勿論、親類ニ至迄少しも申分無之候、若又左様之義も有之候節ハ、右之銀子ヲ以取片付仕候故、渺無心ケ間敷義等ハ、決て申出間敷候、為其差入申一札依て如件

文政十一年

小曾根村

子九月

兄 善 兵 衛<sup>印</sup>  
母 ま つ

前文之通り相違無之候故、我等証人ニ相立可申候

福嶋屋

左 兵 衛 印

市物屋 安兵衛殿

(京阪文書五十八輯三九ノ一)

市物屋 安兵衛殿

(京阪文書五十八輯三九ノ二)

18 文政十一年九月 同 離縁婦出産小児につき片付方証

文

一 札

一我等女房なか義、此度不縁仕候処、懐腹(懐)ニ御座候故、出生之小児取片付之一件ニ、大ニ当惑ニ罷在候処、其許殿別紙証文ヲ以御引受被下候段難有奉存候、且又小児出生仕、相応之片付口有之、相談決定仕候へバ、何時ニても銀子貳百目其許殿へ相渡し可申候間、可然御セ話之義頼入候、為其一札仍て如件

本人 市物屋 安兵衛 印  
証人 八幡屋 武 八 印  
文政十一年 子九月

福嶋屋 左兵衛殿

(京阪文書五十八輯四〇)

17 文政十一年九月 同 離縁につき先約反故たる証文

一 札之事

一我等妹なか儀離縁ニ相成候処、妊身(懐)ニ付、出産諸人用其元殿より御賄被下、并ニ出生之小児其元殿え御引取可被下段、先達て御約束仕、右一札其元殿より請取置申候、然る処又此度双方相對得心之上、右なか産前後入用銀并小児養育料等、別紙為取替候証文通りにて、此已後申分無之趣對談相濟申候、然る上は下地其元殿より受取置候証文、差戻し可申処延引ニ相成申候、追て早々差戻し可申候、萬一此方ニ相残り有之候共、可反古たる候、為後日一札仍て如件

小曾根村

文政十一年九月

善 兵 衛 印

請人

八幡屋 武 八 印

19 文政十一年十一月 同 養父方より一生不通返り一札

返り一札之事

一其許殿実子忠治郎と申者、此度着るい七品、外二為養育料と銀子貳百目御添被下體受納仕候、尤右忠治郎義我等方へ養子ニ申請候処実正也、依之此後我等実子出生仕候共、右忠治郎義急度嫡子ニ相立、跡式不残相譲り可申候、且又我等方より外方え又遣、亦ハ野郎・其外悪敷奉公ニ決遣シ申間敷候、勿論御互ニ無心ケ間敷義等一切申掛間敷候、乍然不縁之義も有之候得は、右御添被遣候着類并ニ養育料銀貳百目、急度返弁可申候、為後日之一生不通養子返り一札、仍て如件

養父 福嶋屋左兵衛印  
受人 福嶋屋利 助印

文政十一年 十一月

宅物屋安兵衛殿

(京阪文書五十八輯四〇ノ二)

20 嘉永五年八月 離縁人別不差戻妨出入訴状

乍恐御訴訟

道修町壹丁目

離縁人別

不差戻妨出入

願人

病身二付介添

養父 佐兵衛

太郎兵衛

堂嶋新地裏町

荒物屋惣兵衛支配借家

相手 住吉屋友次郎

但同人義当時曾根新地三丁目

金屋茂兵衛支配借家北国屋

源次郎方同居罷在候

曾根崎新地三丁目

玉屋市松借家

せい実父

同 麻摩屋新七

右相手友次郎難洪之趣を以、同人女房せい遊女ニ売可申由、仲人武助と申者、私方え罷越始未申聞吳候間驚人、右せい義ハ私血縁之者にて何共不便ニ相心得、早速せい実父新七え右之趣申聞候処、勿論親子之間柄故、今以何様同人義親意ニ背候義ニ付、音信不通之間柄故、今以何様も頓着難相成候間、血縁由染を以私方にて取計致し遣具度と申之候ニ付、則友次郎存意之儀、右仲人武助より承り候処、金子入用之儀有之、金子五兩借具候ハ、せい

儀ハ離縁致し可相渡旨申之ニ付、任其意則金子五両武助を以友次郎え相渡、右金子請取書ハ勿論せい暇状取之、立会之上せい義其節より私方え引取、世話致し罷在候、然ル処其後ニ至り無存掛ケ相手友次郎、私方え度々罷越、右せい差戻し可申杯申之候得共、前書之始末にて双方納得之上離縁致し候上ハ、今更可相渡義難相成申間候処、猶再心罷越既四月下旬之頃、私居宅表ニ腰掛ケ居候せい見掛ケ及打擲、荒々敷不法之仕方家内之者共相驚、一統当惑仕、後難之程相恐、実父新七方え尚又掛ケ合本人せい引取呉候様再心申間候得共引取呉不申候、如何体之儀出来候哉も難計、殊ニ以其頃より、せい義発病いたし、追々手重ニも御座候ニ付甚心配仕、則友次郎え差送り有之候人別等先達てより差戻し可呉筈之処、幾度掛ケ合候ても不差戻候上、右之仕合難捨置、乍恐奉願上候、何卒相手友次郎并親新七御召出之上、始末御札被為成下、右様私え難決相掛ケ不申候様被 為仰付下候ハ、広大之御慈悲難有仕合奉存候以上

嘉永五年

八月十三日

右 佐兵衛  
介添 太郎兵衛  
右願之趣相違無御座候様相  
聞候ニ付、乍恐奥印仕候

家主 伏見屋八兵衛  
年寄 薩摩屋季六

御奉行様

21 天保八年三月 役人あて夫妻双方より帰縁願

奉願一札之事

私嫁せき義、去ル申二月中不束之義有之、家出仕候付、其段御届奉申上、御聞濟被成下置候、然処私義も老衰仕ニ付、今般親類一同及示談候処、せき義も兄十右衛門并同人親類一同度々異見差加え申候処、<sup>(先世)</sup>千悲後悔仕、弥改心仕候ニ相違無御座候間、長四郎方え帰縁為仕度奉存候間、以来右様不束之義決て為仕間鋪候間、出格思召を以長四郎方え帰縁仕候儀、御聞濟被成下置候様、双方親類組合連印を以奉願候、右願之通被 仰付被成下置候ハ、一同難有仕合奉存候、以上

天保八酉年

三月

善四郎父 長 太郎  
親類 庄左衛門  
同 喜平次  
組合惣代 覚兵衛  
せき兄 十右衛門  
親類 市助  
組合惣代 万藏

(乙三九〇)

御役人衆中様

22 明治六〇七年 田中義一不行跡血誓状書類

(乙三三七)

血誓

一 乘馬生涯仕間敷、若違背候得は、如何様ニ被仰付候共、不苦候、仍て血誓仕候、以上

明治六年九月卅日

義 一 (血判)

証

- 第一 親之物ハ勿論、自身所持ノ物タリ共、決て売払申間敷候事
  - 第二 些細之物タリ共、可扨覚語<sup>⑤</sup>無て、決て買求申間敷事
  - 第三 金子之儀ハ、決て他借申間敷事
  - 第四 何事ニ不寄、虚言申間敷事
  - 第五 言行一致ノ意、忘却不仕候事
  - 第六 馬ニ乘り候義、生涯相禁候事
  - 第六 身持放埒之事
  - 第七 登楼之事并妓女ヲ擁候等、以後決て致間敷事
- 右之候々、急度相守可申候、万一相背候節は、妻ハ離縁シ、

私義裸ニて追放之成被下度、奉願上候て、実ニ一言申分無之候、何分此以後、諸事勉強仕候、本業出精無油断相励可申候、仍て為後日、如件

明治六年十月廿九日

義 一 (血判)

劉 様  
今井様

義一兄才氣アリ、治療モ出来ルナルベシ、然レトモ将来御親子和親ノ目的覚束ナキハ、弟昨年義一兄ヲ説諭スルニ当テ推察スル所アリ、併シ壯年ユヘ、改心セラル、事モアルベシト思ハザルニアラザレトモ、十二九ハ覚束ナシ、幼童タリシトキヨリ、御養育ナサレタルコトナレトモ、先ツ一応懲シ論サレシ後、改心ノ目的ナクンバ、早ク久野氏へ御返シ被成ベク、当人モ年老サルニ先チ、将来ノ処置イタスベシ、如何

一 離縁一札之事

妻柳事

- 一 今日限離縁致し候、此以後何方へ縁付き共、一言申分無之候、仍て為後日一札如件

田中

〔久野〕義 一 (略押)

証人

原藤 □□殿

略筆

前文御免事申候、昨日ヨリ義一義、離縁を仕屠<sup>マヤ</sup>出し申候、此以後、必御相手ニ御成被下間敷候、扱、借金夫々相尋、乍少々御返納申上候、御帳消し奉願上候、以上

二月十五日

田中 歌永

劉 様 金壹両

正ニ入手候也 (朱印)

今井様 金壹両

佐々木様 金千疋 (朱印)

阿部様 金八両

右□長□一寸御請書奉願上□候

一 私義先年来、度々放埒仕、不用御禁言、終ニ当今ニ及ヒ候段、奉願入候、此度は、仮令追放、又は割腹被仰付候共、一言之申分無御座候、何卒御心済可被為遊様、被仰付度、奉願上候、以上

月 日

義

一

一 私義從來放蕩心得違義、無申分、奉羞入候、昨年十

月血誓仕候以後、紅痕未乾候内、再ヒ不埒之至、実以恐縮千万、一言無申分候得共、何卒出格之御憐愍ヲ以、御宥免被成下候様、御取成被成下候段、呉々奉願上候、万一以後、心得違御座候ハ、私義は裸躰放逐、妻柳義破縁被成候ても、毛頭無遺憾奉存候、仍て為後日一札、如此御座候、恐惶謹言

明治七年

二月廿二日

有馬 貞三殿

義

一